

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

この計画は、団塊の世代が75歳を迎える10年後の平成37(2025)年に、多くの高齢者ができるだけ明るく元気でいられるよう、健康づくりや社会参加の一層の推進、在宅医療・介護連携の推進等の新しい地域支援事業や、新しい総合事業への積極的な取り組み、地域づくり・まちづくりを積極的に進めるための新しい出発点となるものです。

平成26年10月の横手市の高齢化率は33.1%であり、10年後には40%を超える見込みです。一部地域では、すでに高齢化率40%を超え、高齢者のみ世帯、一人暮らし高齢者等の支援のみならず、地域社会の維持・存続という観点からも、高齢者の自助を含めた地域共助力の維持・向上に向けた対策は、重要な課題の一つとなっています。

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される『地域包括ケアシステム』の構築を進める必要があります。

高齢者が、できるだけ長く、本人の能力、意欲に応じて地域で暮らしていける「地域包括ケアシステム」の確立を目指して、第6期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定しました。

2 法令等の根拠

この計画は、介護保険法第117条の規定に定める介護保険事業計画と、老人福祉法第20条の8の規定に定める老人福祉計画(高齢者福祉計画)を一体的に策定したものです。

3 制度の改正のポイント

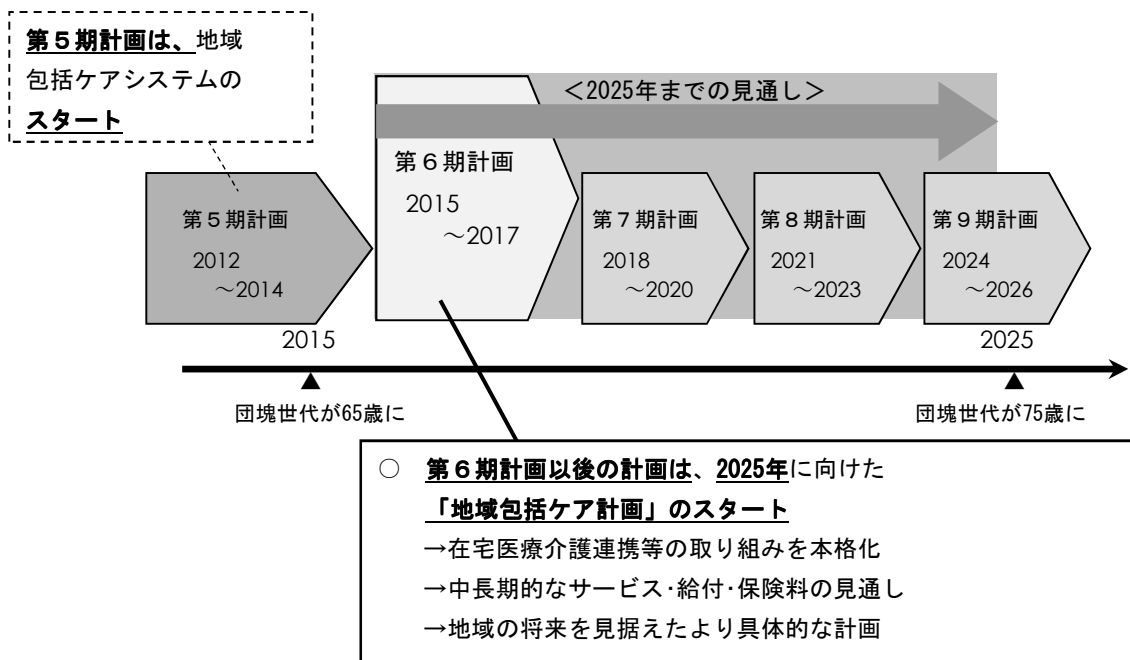
(1) 10年後を見据えた計画の策定

平成27年度以降の計画は、団塊の世代が75歳を迎える平成37(2025)年に向け、第5期からスタートした地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の施策を具体的に示し取り組むものです。

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実、といった重点的に取り組むべき事項を実情に応じて選択して位置付け、段階的に計画の記載内容を充実強化するための取り組みをスタートしましたが、第6期計画では、2025年までのサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

【2025年を見据えた介護保険事業計画の策定】

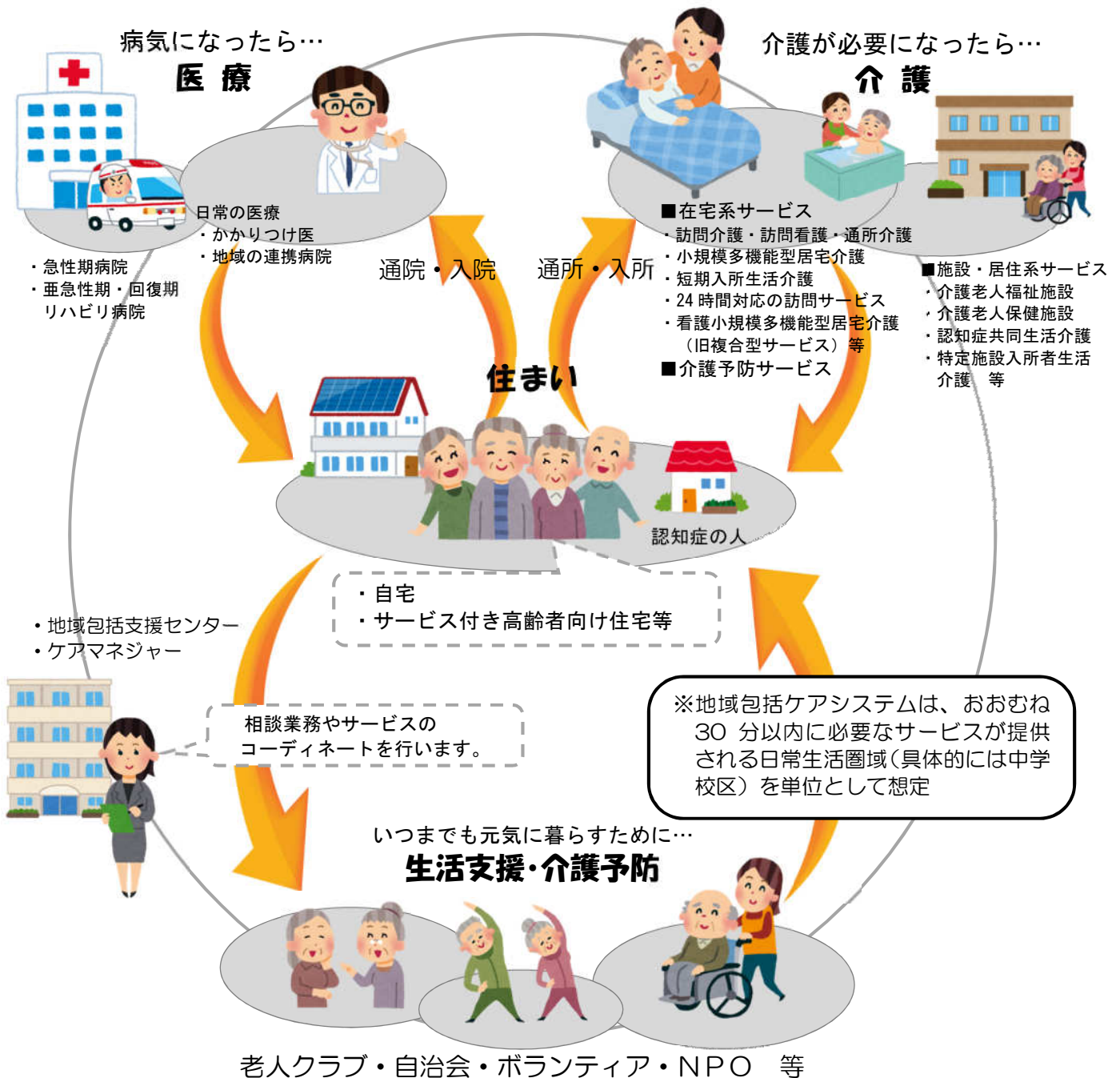
～ 6期の計画は「地域包括ケア計画」の始まり ～



～ 「地域包括ケアシステム」とは ～

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制を確立するものです。

【地域包括ケアシステムの姿】



(2) 計画のポイント

①2025年のサービス水準等の推計

保険者は、計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、市介護保険事業計画に記載します。

推計は、保険者によるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により平成37(2025)年度の保険料水準等がどう変化するかを検証し行います。

②在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって保険者として方向性を提示します。

そのため、75歳以上の高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(旧複合型サービス)などの普及が重要となります。

③生活支援サービスの整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援を充実強化するための取り組みを記載します。

平成27年4月に新しい総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を地域支援事業に移行することを踏まえ、コーディネーターの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進めます。

④医療・介護連携、認知症施策の推進

新たに地域支援事業に位置付けられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など市の第6期における取り組み方針と施策を示します。第6期期間中に取り組み可能な市から順次具体的に実施します。

⑤住まい

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示します。そのため、市及び県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図ります。

(3) 介護保険制度改正の主な内容

平成 27 年 4 月 1 日に施行（一部公布日施行）される「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、第 6 期の介護保険制度では、主に次の内容が改正されます。

今回の改正は、平成 37（2025）年の高齢社会を見据え、地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性を確保することを基本として、予防給付のうち主要な訪問介護や通所介護を市町村事業へ移行するなど、大きな改正となっています。

ア. 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、介護、医療、生活支援、介護予防を充実。

- ①地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の充実（在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化）
- ②予防給付（訪問介護、通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業に移行し多様化【平成 27 年 4 月】
- ③特別養護老人ホームの新規入所者を、原則、要介護 3 以上に限定（やむを得ない状況による要介護 1・2 の入所は特例）【平成 27 年 4 月】

イ. 費用負担の公平化

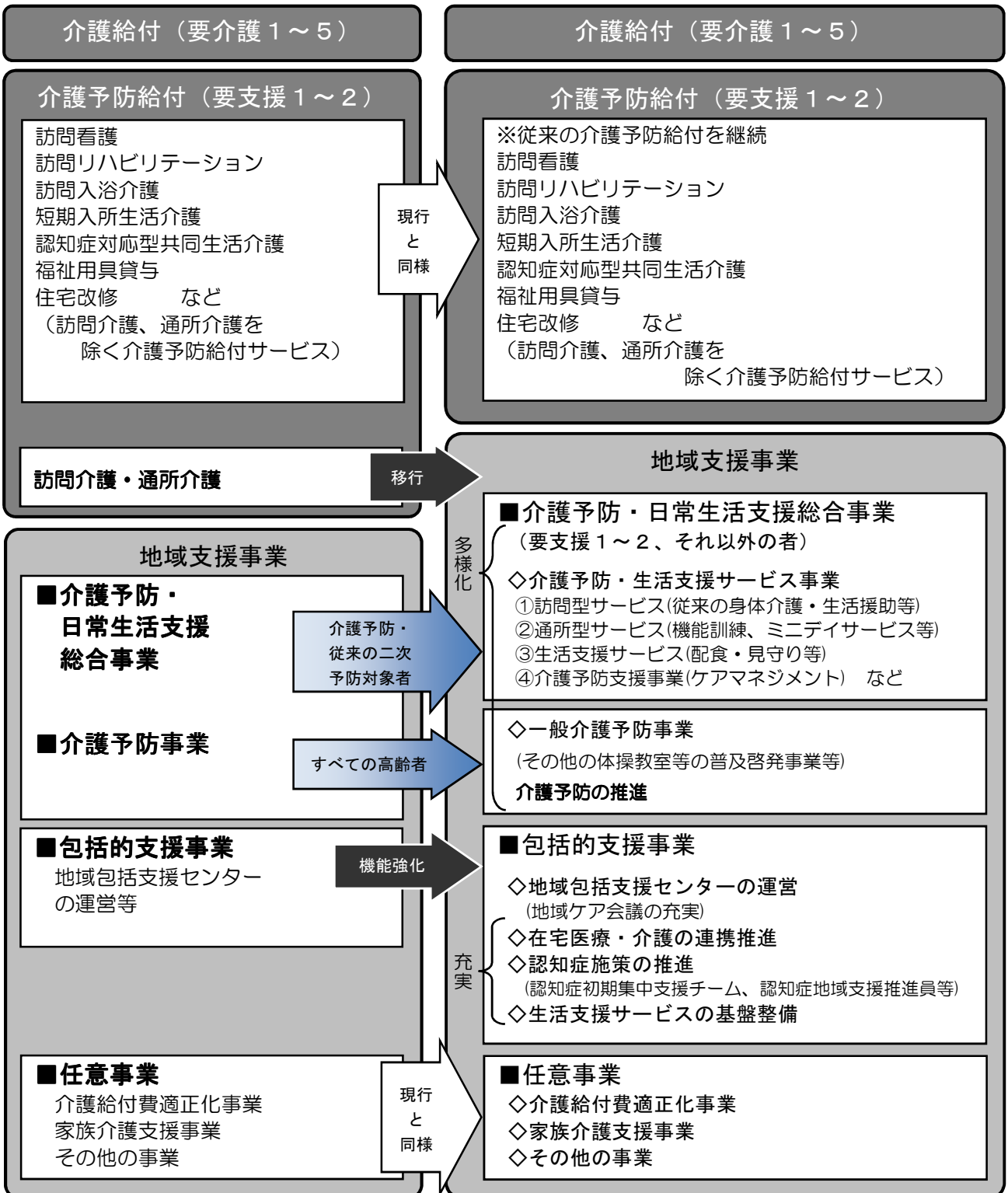
保険料上昇をできる限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、世帯非課税低所得者の保険料軽減の拡充や、所得や資産のある人の利用者負担を見直す。

- ①世帯非課税低所得者の保険料の軽減割合を拡大
【平成 27 年度から段階的に実施予定】
- ②一定以上の所得のある第 1 号被保険者の利用者負担割合を 1 割から 2 割に引き上げ【平成 27 年 8 月】
- ③低所得の施設利用者の食費・居住費を補助する「補足給付」の要件に配偶者の所得や預貯金等の資産基準などを追加【平成 27 年 8 月】

【新しい地域支援事業のイメージ（全体像）】

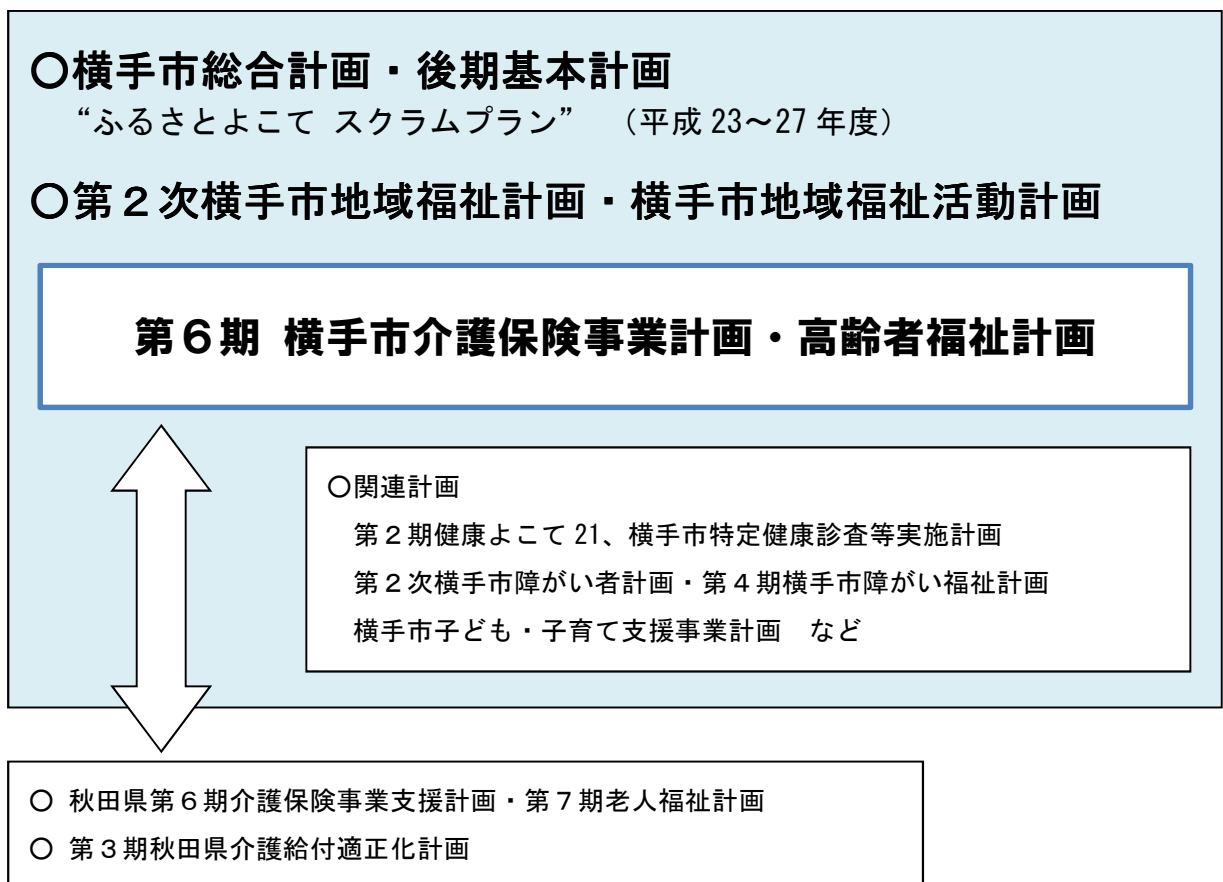
- 要支援者はケアマネジメントを行い総合事業によるサービス（訪問型サービス・通所型サービス等）と予防給付によるサービスを適切に組みあわせてサービスを利用。
- 総合事業のみ利用する場合、要支援認定は不要（基本チェックリストで判断）。

新しい地域支援事業の全体像



4 計画の位置付け

この計画は、横手市の基本計画である「横手市総合計画・後期基本計画」と「第2次横手市地域福祉計画・横手市地域福祉活動計画」を基にして、「第2期健康よこて21」、「第2次横手市障がい者計画・第4期横手市障がい福祉計画」などの関連計画との整合性を図り策定しました。



5 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間としますが、平成37（2025）年度の目指すべき姿を念頭におき、中長期的な視野に立った施策を盛り込んで策定しました。

6 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、被保険者の代表、福祉・保健・医療分野の専門家、学識経験者で構成する「横手市介護保険運営協議会並びに横手市地域包括支援センター運営協議会」において、介護保険部会、高齢福祉部会、介護予防部会を設け、必要な事項の協議・検討を行いました。

(2) 計画策定への市民参加・市民への周知

より多くの市民の意見や意向を計画に反映させるため、次のような方法をとりました。

①アンケート調査等の実施

調査名	実施時期	発送数	有効数	回収率
(1)健康と福祉に関するアンケート調査 ※日常生活圏域ニーズ調査	平成26年 1～2月	3,990人	2,582人	64.7%
(2)居宅介護支援事業所アンケート	平成26年 6月	125人	114人	91.2%
(3)有料老人ホーム、ケアハウス等の利用状況等に関するヒアリング調査	平成26年 6月	13施設	13施設	100.0%
(4)冬期間の住まいに関するアンケート調査 (山内地区民生児童委員調査)	平成26年 6～7月	13人	13人	100.0%
(5)民生児童委員アンケート調査	平成26年 7～9月	285人	215人	75.4%

②パブリックコメントの実施

平成27年1月26日から2月21日まで、市民に計画案を公開し、計画案に対する意見を募集しました。